

令和元年6月24日現在

機関番号：24403

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2018

課題番号：15K15918

研究課題名（和文）子ども虐待死を予防する虐待保健を基盤とした専門保健師の教育プログラム構築

研究課題名（英文）Development of the training program for the public health nurses to prevent a death caused by abuse of the children

研究代表者

上野 昌江（Ueno, Masae）

大阪府立大学・看護学研究科・教授

研究者番号：70264827

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、まず地方自治体による死亡事例等の検証報告書の分析を行った。次に虐待予防活動を行っている保健師への質問紙調査を実施した。さらに児童相談所で保健師として活動した経験のある保健師に面接調査を実施した。それらの結果を踏まえて、虐待予防に必要な知識、技術、態度を含めた研修プログラムを作成し実施した。研修に参加した保健師への調査から研修内容は概ね理解でき、実践で活用できるといった評価であった。今後虐待予防に取り組む保健師が介入ベースではなく、支援を中核とした活動を展開できるよう研修を普及していくことが必要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

虐待は子どもの健全な心身の発達を阻害するだけでなく死亡に至ることもあり、虐待予防の第一線で活動している保健師のための研修プログラムの開発は喫緊の課題となっている。本研究において、これまで保健師が母子保健活動において培ってきた親、家族とのパートナーシップによる支援を基盤とした研修プログラムを開発した。今後それを普及し、保健師の虐待保健の知識、技術を向上させていくことが虐待死予防につながっていく。

研究成果の概要（英文）：In the present study, we first administered a questionnaire survey to public health nurses who are conducting abuse prevention activities. Next, interviews were conducted with public health nurses who have worked as public health nurses at a child consultation center. Based on those results, we created and implemented a training program that included the knowledge, skills, and attitudes necessary for preventing abuse. On the basis of the survey to the public health nurses who participated in the training, the content of the training was generally understood, and it was evaluated that the content could be used in actual practice. In addition, knowledge concerning abuse prevention could be understood through training, and future practical activities can be expected. In the future, it is necessary to propagate training so that public health nurses involved in initiatives regarding the prevention of abuse can develop activities centered on support rather than on an intervention basis.

研究分野：公衆衛生看護学分野

キーワード：子ども虐待 母子保健 虐待保健 保健師 死亡の予防

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

虐待は子どもの健全な心身の発達を阻害するだけでなく、死亡に至ることもあり、国内外において大きな社会問題となっている。その対応は、児童福祉法、児童虐待防止法等に基づき児童相談所、市区町村児童福祉部署における法的介入手段を中心に行われているが虐待による死亡は減少していない。厚生労働省の「子ども虐待による死亡事例等の検証委員会報告」(2014)によれば、第1次から第10次において約1,000名の子どもたちが虐待により死亡している。また、心中以外の虐待死亡事例の年齢は3歳以下が7割強、そのなかで0歳児が6割を占めている。この年齢は、地域母子保健活動を担っている保健師が対象とする子どもたちであり、虐待死予防は母子保健活動の最優先課題である。健やか親子21(2次)においても21世紀に取り組む課題として妊娠期からの児童虐待対策が示されている。このような背景を受け、検証の第8次報告(2012)では国への提言として、「市区町村母子保健担当部署の職員(保健師)の資質の向上を図るための研修やスーパービジョンの整備」が明記された。しかし、保健師の虐待保健の専門性向上への具体的な取り組みが進んでいるとはいえない。虐待発生予防および乳児早期の死亡を予防するためには従来の母子保健に加え虐待保健を基盤にした周産期医療機関と連携した子ども・親・家族の心身の健康状態に着目した支援が不可欠である。そのためには虐待保健の内容を明確化し、専門性の高い保健師の教育プログラムの構築が必要である。

2. 研究の目的

市区町村保健師は子ども虐待(以下虐待)予防の第一線で活動しており、そのため虐待による死亡事例に関わることがもっとも多い職種である。虐待死を防ぐためには保健師の虐待保健の専門的知識・技術・態度を向上することが必要である。しかし、虐待防止に関する児童福祉分野職員に対する研修は拡充してきているが保健分野の虐待予防に関する教育は緒についたばかりであり、保健師に対する虐待死予防に向けた専門性を高めるプログラムの構築が喫緊の課題となっている。本研究では、保健師の虐待予防活動の実態を量的、質的に明らかにするとともに、死亡事例検証報告書の分析を踏まえ、虐待保健に必要な知識、技術、態度を明確にし、パートナーシップを基盤にした教育プログラムを構築し、虐待保健分野の専門保健師育成を目指す。

3. 研究の方法

研究目的にそって以下の4つのことを実施した。

1) 子ども虐待による死亡事例、支援拒否事例の分析

(1) 対象：子どもの虹情報研修センターWebサイトに掲載された平成20~28年度の「地方自治体の児童虐待による死亡事例等の検証報告書」の0-6歳までの未就学児の事例158人

(2) 方法：データ収集項目；子どもの状況、虐待の状況、妊娠・出産について、両親・家族の状況、事例に対する保健師等のかかわりの有無。個別事例の分析；支援拒否があった0歳児の9事例について事例の経過、専門機関の関わり、家族の状況、虐待ハイリスク要因などの情報収集、分析を行った。

2) 保健師の子ども虐待事例への支援の実態

(1) 対象：近畿圏内の市区町村で母子保健活動を行っている保健師883名

(2) 方法：市区町村の母子保健担当部署の長に研究協力を依頼し、研究の承諾の有無および母子保健を担当している保健師数を返信してもらった。承諾が得られた市区町村保健師に研究の趣旨および無記名自記式質問紙を郵送し、郵送にて回収した。質問紙への回答に必要な時間は約20分である。質問紙の返送をもって研究への承諾が得られたこととした。調査内容；属性(年齢・保健師経験年数・研修会の参加)、妊娠期の支援(対応者、産科医療機関等の連携)、出産後の支援(訪問の状況、重点を置く支援)、虐待事例の支援(援助内容、支援で困難に感じる点、関係機関との連携)、支援で工夫していること。分析方法；単純集計、カテゴリー変数は²検定、Fisherの直接確率法、自由記載は妊産婦・家族、関係機関との関係づくりや支援体制の課題に着目してカテゴリーを抽出した。倫理的配慮；依頼にあたっては、調査への回答は自由意思であり強制ではないこと、調査への協力ができなくても不利益がないこと、個人情報の保護を徹底すること、匿名性を保持すること、得られた研究データは本研究のみに使用し、プライバシー保護のために研究が終了次第、速やかに処分すること、研究成果の公表に際しては、地域や個人が特定できないようにすることなどを説明した。所属大学研究倫理委員会の承認(27-31)を得て実施した。調査期間；2016年2月~5月

3) 児童相談所で活動経験のある保健師の児童相談所における実践内容

(1) 研究協力者：2府県において児童相談所での勤務経験がある保健師3名

(2) 方法：研究協力者に研究の承諾を得て半構成的面接を実施し、面接内容をICレコーダに録音した。面接内容は、児童相談所での活動内容と事例に対する支援内容とし、具体的には児童福祉機関での活動内容、児童福祉機関での活動で保健師としての専門性を発揮できたこと、児童福祉機関と保健機関との連携方法と内容、研究協力者の属性等。分析方法；面接した内容から逐語録を作成しデータとした。データから実践内容を抽出し、質的に分析した。倫理的配慮；所属大学研究倫理委員会の承認(28-40)を得て実施した。調査期間；2016年8月~12月

4) 保健師への研修プログラムの作成と実施・評価

(1) 研究代表者、分担研究者以外に研究協力者として保健師0B、小児科医師に加わってもらい、3日間の研修プログラムを作成し実施した。

(2) 研修に参加した A 県内保健所・市町村の保健師に研修へのアンケートを実施し、研修の理解度、役立ち度を回答してもらった。また研修の学びについて自由記載に記入してもらった。

4. 研究成果

1) 子ども虐待による死亡事例、支援拒否事例の分析

(1) 死亡事例の実態

0-6 歳の未就学児の 158 人の子どもの年齢は「0 歳」67 人(42.4%)、「1 歳以上」91 人(57.6%)であった。虐待の種類は「身体的虐待」111 人(70.31%)、「ネグレクト」17 人(10.8%)であった。加害者は「父母」26 人(16.5%)、「母」75 人(47.5%)、「父」43 人(27.2%)であった。妊娠届け出について「遅れあり」22 人(13.9%)であった。子どもの出産場所について「飛び込み出産」8 人(5.1%)、「医療機関以外での出産」16 人(10.1%)であった。母の年齢について「10 歳代」11 人(7.0%)であった。保健機関との関わりがあった事例が 109 件(69.0%)であった。

(2) 支援拒否事例

保健・医療・福祉機関の支援はあったが、経過中に支援が継続できず子どもが死亡に至った 9 事例について分析した。9 事例の虐待の種類は、「身体的虐待」5 件、「ネグレクト」3 件、「不明」1 件であった。母の年齢は「10 歳代」1 人、「20 歳代」3 人、「30 歳代」4 人、「不明」1 人であった。父の年齢は「20 歳代」3 人、「30 歳代」2 人、「40 歳代」3 人であり、父親と同居していない事例が 1 件であった。加害者については、「父母」3 人、「母」1 人、「父」3 人、「不明」2 人であった。妊娠届け出について「遅れあり」3 件、「遅れなし」4 件、「不明」2 件であった。出産場所について、「飛び込み出産」2 件、「医療機関以外での分娩」3 件、「医療機関での分娩(妊婦健診受診あり)」4 件であった。家庭に DV があった事例は 2 件であった。母に精神的問題があった事例が 1 件であった。経済的問題があった事例は 3 件であった。事例に対する関わりについて、「保健機関」9 件、「医療機関」2 件、「児童相談所・子ども家庭センター」4 件であり、全事例いづれかの関係機関のかかわりがあった。

支援拒否事例の分析から以下の課題を導き出した。

- ・ 妊婦・母親を理解し、彼らの状況に合わせた支援が必要であるが、それが関係機関のなかで検討、共有されていない。
- ・ 子どもの安全確認ができていない期間が続いている
- ・ 妊婦・母親、家族は、一度は保健や福祉、医療とのかかわりがあるがその後拒否が生じている。どのようなかかわりが親、家族の支援中断にいたったのか検討が必要である。
- ・ 関係機関の連携が十分行われているとはいえない。

このような困難事例においては、支援中断に至った経過を分析し、支援の糸口をいかに見出すかが重要である。支援の糸口として、すべての事例は何らかの形で医療機関、保健機関のかかわりがあったという事実がある。この接点において妊婦、親、家族が継続して支援を望むようなかかわりについて検討していくことが今後の課題である。

2) 保健師の子ども虐待事例への支援の実態

調査票を配布した 883 名のうち調査票を回収した 513 名(回収率 58.1%)を分析した。

(1) 基本属性及び保健機関における虐待事例への支援状況

保健師の平均年齢は 37.1 ± 9.3 歳、所属機関は、市町村 236 名(46.0%)、政令・中核市 271 名(52.8%)、不明 6 名(1.2%)、保健師としての経験年数は平均 11.4 ± 9.3 年であった。支援した虐待事例数は平均 21.7 ± 37.0 、支援の負担感は、非常に負担が 223 名(43.5%)であった。

妊娠届出時や妊娠中の支援において 20 歳代が重点をあまりおかないとした項目で多かったのは、「上の子どもとの年齢差が 18 か月未満」、「2 回以上の流早産がある」、「パートナーと血縁関係にないきょうだいがいる」、「妊婦またはパートナーが高校を卒業していない」、「2 回以上の中絶経験がある」などであった。

(2) 保健師の年齢別にみた支援の状況

20 歳代と 30 歳代以上の支援内容の比較では、20 歳代は、「家族計画の指導」、「親の生育歴・生活歴を把握する」、「事例を支援するために必要な社会資源について把握する」、「虐待についての正しい知識をもつ」、「育児知識について教える」、「虐待がおこる背景を理解する」、「親ができていないことを見つける」、「家族関係を把握する」、「子どもの表情を観察する」、「子どもの発育・発達をアセスメントする」の 10 項目で 30 歳代以上よりできていないと感じる割合が有意に高かった。

(3) 事例への支援負担感別困難に感じること

支援の負担が高負担群と低負担群別の困難感については、高負担群の方が 16 項目中 11 項目で困難を感じていた。高負担群、低負担群ともに困難を感じている内容としては「経済的問題がある」、「精神障がいをもつ親への支援」、「知的障がいをもつ親への支援」、「若年の親への支援」などであった。

支援を負担に感じている保健師の方が、支援のすすめ方がわからない、親との関係が深まらない、虐待の見極めが難しいなど支援に対して困難を感じることが示された。また、「精神障がいをもつ親への支援」、「知的障がいをもつ親への支援」、「若年の親への支援」については今後、研修会や事例検討会などに組み込み、保健師の虐待予防に必要な専門的知識、技術が習得できるような研修プログラムを作成していく必要がある。

3) 児童相談所で活動経験のある保健師の児童相談所における実践内容

(1) 研究協力者の背景

研究協力者 3 名の保健師勤務年数平均は 29 年、児童相談所勤務は平均 26.7 か月であった。

(2) 研究協力者の児童相談所での活動

研究協力者のインタビューから導き出されたのは 6 カテゴリー・21 サブカテゴリーであった。カテゴリーは、【基盤は保健分野で培った保健師活動】【保健師の専門性を活かした対応】【児童相談所の活動からの学び】【児童相談所と保健機関のコーディネート】【児童相談所での経験を保健機関に活かす】【児童相談所と保健機関の考え方のずれによる葛藤がある】の 6 つであった。

具体的には次のような語りがみられた。

【基盤は保健分野で培った保健師活動】では「それ(保健師活動)をしてなかったらできへんかったと思います。」「私は児童福祉司で配置される中でも保健師を捨てる訳では絶対ない。みんなの力を繋げて動かすっていうのはやっぱり保健師ですよ。」

【保健師の専門性を活かした対応】では「虐待とかって線引きじゃなくって、児相に来る子どもたちの状況に合わせてやっている」「虐待かどうかの線引きをするかっていうのが、医学的なこととか、このことがあかんかったらもうそろそろ限界かな、ということはいえるのは保健師の役割」

【児童相談所の活動からの学び】では「私も全員に対応できる訳じゃないと考えるとワーカーさん自身が判断して動けるようになってもらわないとあかんって」「相手(ケースワーカー)も保健師の活動ってよくわからないって思いながら、なんとなく(保健師が)いたら助かるかな、この辺を(保健師に)ちょっと担ってほしいというのが多いので、このようなケースは必ず(保健師がかかわる)というルール化がされていないので、ちょっとやりにくさはあるかな」

【児童相談所と保健機関のコーディネート】では「ワーカーは市町の保健師がなんでもできると思っていて、その部分について、それは市の保健師の仕事ではないことを伝えたり、児相が担うのはこの部分かなというような整理は保健師がはいることでできたと思う」

結果からの考察

保健師の児相での活動基盤は保健分野で培った保健師活動であることが確認できた。児相での保健師の役割が明確に示されていないため、それぞれの配属先で保健師らしさを発揮できるようにしていた。今後児相における保健師が増えることが予想され、児相における保健師の役割をさらに検討していくことが必要である。また、保健師は地域を担当するよりも児童福祉司が担当しているケースの中で、身体的問題や精神的問題があり保健師が関わる必要性がより高いケースへの支援を行っていた。児相での保健師活動の充実のためには、保健機関や児相の思いを代弁することができ、両者の立場を理解した児相経験のある保健師が仲介役となることが必要である。また、関係機関特に市町村保健師との調整が重要であることも示された。結果から得られたことを研修に反映することにより、市町村保健師の児相への理解が深まり、円滑な連携が進むことが期待される。

4) 保健師への研修プログラムの作成と実施・評価

(1) 研修プログラムの作成と実施

市区町村での母子保健活動における虐待予防、児童福祉部門における保健師の活動の結果を参考に保健師の研修プログラム(表)を作成し、実施した。

プログラム作成にあたって保健師研修に必要な虐待保健の内容として、「保健師の子ども虐待事例への支援実態調査」結果から導き出され、特に 20 歳代の保健師が困難に感じている「精神障がいをもつ親への支援」の内容を含めた。また、精神障がいをもつ親を支援するにあたって保健所精神保健福祉相談員との連携が必要である。精神保健福祉相談員と協働して支援するために保健所の精神保健福祉相談員の活動について理解する内容を入れた。事例検討では、参加者から事例提供のあった精神疾患をもち子育てしている 1 事例について 9 グループで検討した。

(2) 研修プログラムの評価

研修参加者は、1 日目 52 名、2 日目 54 名、3 日目 57 名(平均 54.3 名)であった。参加者の研修内容の理解、活動での役立ちに関する評価は、概ね理解できる内容であり、実践での活用についても役立つとしたものがほとんどであった。

研修内容についての自由記載から 虐待保健の理解 について、知識面と行動面から以下のことが示された(研修の感想の抜粋)。

[知識面]

- 世代間連鎖を防げている家庭(保護者)は、何が他の被虐待者を持つ親と違うのか疑問だったが、「発生機序(条件)」の中で行われた説明で納得出来るところが大きかった。必ず連鎖する、しないと言う話ではない「被虐待者」について虐待予防の視点から重視すべき要因であることを、理論や定義を知った上で一層意識することができた。
- 信頼関係がうまく築けない時に、まず保護者の生育歴を知ることが大切であると学んだ。
- 事例を通して具体的にどうケースを捉え、どう支援を考えていけるかが理解できた。リスクアセスメントばかりに考えがいついた。
- 保健師の指導方法として、母を褒めるということはとても大切であると再確認した。保健

師の活動の枠を超える支援については、難しいと感じる部分もあった。

[行動面]

- ・ 共感性を持って話を聞き、信頼関係を築けるように、もう一度ケースと向き合って支援方法を考えていきたいと思った。
- ・ 虐待する親にどのような背景があるのかをよくわかって支援することの大切さを感じた。保護者も悩みながら子育てしていることを理解し、一緒にどうすればいいかを考える保健師でありたいと思う。
- ・ 虐待の支援はエビデンスに基づき取り組み、親を変えようとするのではなく、子どもの健康に視点をあて支援することの大切さを学ぶことができた。保健師だからできることの強みを生かして支援していきたい。
- ・ 叩かないで育てる方法を伝えていくこともまた難しいと思った。褒めて、気持ちに寄り添ってなどと伝えるが、母親に余裕がない状態では難しいことが多く、母が働いている状況で訪問してゆっくり話を聞くこともなかなか難しいと感じた。電話だけでも話を聞いて時間をかけて支援していかないといけないと思った。
- ・ 保護者との関係性を築くことに期間を要するケースもあり、また日常の業務も多々ある中で、頭では理解できるがなかなか丁寧な関わりができないのも事実でジレンマがある。

研修を通して、虐待保健の知識を深く理解することで実践活動への反映という行動面の変化が期待できる感想であった。

表 保健師研修プログラム

	内容	講師	参加者数
1日目	1 わが国における子ども虐待への取り組みの現状 ～ 妊娠期からの切れ目ない支援のために～ 母子保健・児童福祉行政の最近の動向	行政保健師	52名
	2 子ども虐待予防のための保健師としての必要な知識(1) 虐待予防のための母子保健活動: 妊娠届出時面接、乳幼児健診、家庭訪問	保健師	
	3 子ども虐待予防の基礎知識:親の理解と支援	小児科医師	
	4 グループワーク(本日の学びと今後の課題)		
2日目	5 子ども虐待予防のための保健師としての必要な知識(2) 支援が必要な親への妊娠期からの支援	保健師	54名
	6 子ども虐待予防のための保健師としての必要な知識(3) 乳幼児の成長発育とアセスメント	保健師	
	7 「予防できる子どもの死亡をなくす」ための保健機関の役割	小児科医師	
	8 子ども虐待予防のための産科医療機関との連携の実際 - 3年目をむかえた実践の評価と今後の課題 -	保健師	
	9 グループワーク(研修会での学びと今後の課題)		
3日目	10 虐待された子どもの理解と支援	精神科医師	57名
	11 保健所精神保健福祉相談員の役割、活動の実際	ケースワーカー	
	12 事例検討会(精神疾患をもつ母親の事例)		
	13 グループワーク(研修会での学びと今後の課題)		

成果と今後の課題

虐待予防支援における保健師のニーズを質問紙調査、インタビュー調査で明らかにしながら研修内容を構築し、研修を実施した。今後の保健師の虐待保健の研修に活用できると考える。しかし、研究開始以降も虐待死亡事例が続いており、2018年7月には児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議による児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策が出された。これは、全ての子どもを守るためのルールの徹底や、子どもの安全確認を早急に行うことが示され、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化である。これまでの取組に加えて、更に対策を進めることが求められている。さらに2019年3月には、『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」が決定された。その中で保健師に求められるのは児童虐待の発生予防/早期発見であり、次の項目が示されている。

・ 乳幼児健診未受診等に対する定期的な安全確認

・ 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等: 子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け設置を促進する、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る

このような介入ベースの対策が推し進められるなかで虐待保健を行う保健師の基盤となるのは、母子保健活動において培ってきた親、家族とのパートナーシップによる支援である。保健師は虐待予防における活動においても「子どもの育ちを護る」だけでなく、「母親の育ちを護る」、「家族の育ちを護る」という母子保健の理念をもち活動を展開することが重要である。それは親・家族の背景、生活状況などから彼らへの理解を深め、彼らとのパートナーシップによる支援を

行っていくことである。本研究で作成した研修内容を普及し、保健師の虐待保健の知識、技術を向上させていくことが虐待死予防につながっていくと考える。支援は「親との支援関係をつくることからしかはじまらない」といわれている。虐待予防を取り組む保健師が介入ベースではなく「支援」を中核にした活動が展開できるよう研修内容を普及していくことが今後の課題である。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

上野昌江、妊娠期からの切れ目ない支援による虐待発生予防、母子保健情報誌、査読無、Vol.1, No1、2016、39-45、<http://www.jfpa.or.jp/>

〔学会発表〕(計 5 件)

寺田知寿佳、野田瑞穂、上野昌江、子ども虐待による死亡事例、支援拒否事例の実態と課題、第7回日本公衆衛生看護学会学術集会、2019.1

上野昌江、中板育美、佐藤睦子、柴山陽子、岡本かおり、母子保健における援助関係の形成とは 親との信頼関係構築の支援について考える、日本子ども虐待防止学会第34回おかやま大会、2018.12

安本理抄、上野昌江、根来佐由美、足立安正、保健師の子ども虐待事例への支援の実態、日本地域看護学会第21回学術集会、2018.8

上野昌江、大阪府における児童虐待予防保健師研修の取り組み、日本子ども虐待防止学会第21回ちば大会、2017.12

上野昌江、大場エミ、山田和子、大川聡子、根来佐由美、安本理抄、児童虐待予防研修会に参加した看護職の虐待への支援の実態、第5回日本公衆衛生看護学会学術集会、2017.1、仙台

〔図書〕(計 0 件)

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：大川 聡子

ローマ字氏名：(OKAWA, satoko)

所属研究機関名：大阪府立大学

部局名：看護学研究科

職名：准教授

研究者番号(8桁)：90364033

研究分担者氏名：根来 佐由美

ローマ字氏名：(NEGORO, sayumi)

所属研究機関名：大阪府立大学

部局名：看護学研究科

職名：講師

研究者番号(8桁)：50508794

研究分担者氏名：安本 理抄

ローマ字氏名：(YASUMOTO, risa)

所属研究機関名：大阪府立大学

部局名：看護学研究科

職名：助教

研究者番号(8桁)：00733833

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。